全部改正 制 部改正 部改正 部改正 部改正 部改正 部改正 部改正 部 部 改正 改正 定 平成 平 令和三年 令和元年 平成三十年 平成三十年 平成二十九 平成二十七 平成二十五 平成二十四 平成二十年 -成十九 十八 年 年 年 年 年 年 三月 三月 四月 三月 九月 三月 四月 九月 三月 七月 九 月 三十一日経済産業省告示第 三十一日経済産業省告示第 二十八日経済産業省告示第 三十一日経済産業省告示第 二十九日経済産業省告示第 二十六日経済産業省告示第二百九十三号 三十日経済産業省告示第 兀 日経済産業省告示第 日 日経済産業省告示第 日 経済産業省告示第 経済産業省告示第 百九十一号 七十一号 四十六号 六十一号 八十二号 六十八号 二百号 七十号 百八号 七十号

執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則(平成十八年経済産業省告示第二百九行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施 十三号) の全部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

#### (通則)

第一 等に係る予算の執行 交付については、 (付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下「適正化法」という。)及び補助金原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するために特に必要な措置に要する費用に充てるための交付金(以下「交付金」という。)の 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号。 0 適正化に関する法律施行令 (昭和三十年政令第二百五十五号) によるほか、この規則の定めるところによる。 以下「令」という。) 第五十一条第一 項第八号に規定する交付金のう

#### (定義

げる用 の意義 は、 それぞれ当該各号に定めるところに

- 日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。以下同じ。)が設置されている一の 使用 た日から ・交付年度の末日までの期間が三十年を超える一又は二以 団 地 上 0 原 子 力 発 電 施 設 玉 立 研 究 開 発
- のうち原子力発電施 のうち原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するため次条第一項に規定する措置の対象とすることが特に必要と認められる市町村れている道県の区域内の市町村の区域に限る。)又は原子力発電施設がその区域内において設置されている道県の区域内の市町村の区域合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村をそれぞれ含む。)の区域(当該原子力発電施設がその区域内において設置さ十条第三項の規定による同意を受けた利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する第四条第一項後段の規定により作成された場 定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を、周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。)第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項事業地域(原子力発電施設がその区域内において設置されている市町村の区域若しくはこれらの市町村に隣接する市町村(発 項後段の規定により作成された場 整備法第電用施設

#### (交付の対象

第三条 経済産業大臣 対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれに掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付のめるものに限る。以下「対象道県」という。)に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、対象道県の事業地域に係る次の各号いる道県(経済産業大臣が原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するため、この項に規定する措置の対象とすることが特に必要と認え三条 経済産業大臣は、特定事業所(当該特定事業所に係る交付金が既に交付されているものを除く。)がその区域内において設置されて 一 公共用施設に係る整備及び維持補修措置 る場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

- る事業その他これらに準ずる措置をいう。) (のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備 企業導入・産業活性化措置(企業の導入の促進のための事業、 (土地及び建物を含む。) の取得等に要の事業、地域の産業の近代化及び活性化 に要する費用に立いている。 業、 充てるため 地 域  $\mathcal{O}$ 0 産 産業関連 資 食金の貸 技 付にの 係振
- 福祉対策措置(医療施設、社会福祉施設、教育文化: を図るための措置をいう。) 施設又は ス ポー ツ・レクリ 工 1 シ ョ ン 施 設 0 整 備 及び 運 足営その 他 0 住 民 0) 福 祉  $\mathcal{O}$ 向
- 資する事業並びに地域の人材育成に資する措置(前二号に掲げる措置に係るものを除く。 化措置 地域における福祉サー おける福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、(地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用 をい 性を活用し 地 して当該 域 住 民 地 0) の生活利便性向上地域の魅力を向上
- 2 対象経費 。 以 下 「交付対象経費」という。)は、 以下のとおりとする。

3 (2)(1) 資するため特に必要があるものとして、経済産業大臣が認めるものをいう。以下「地域振興計画」という。)に基づき、交付するものとす電施設が設置されている市町村及びこれらに隣接する市町村の行政運営に資するものであって、原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に3) 維持補修基金 (1) 事業運営基金 (2) 施設整備基金 (2) 施設整備基金 (3) 維持補修基金 (3) 維持補修基金 (4) 一般事務費 (5) 第一項の交付金は、対象道県が作成する地域振興計画(事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画であり、かつ、原子力発 (1) 事業運営基金 (2)(1) ) (2)(1) 出資金 一般事務費 貸付金 一般事務費 一般事務費 出資金

第四条 五千万円を限度とする。 四条 一の特定事業所に係る交付(交付金の交付限度額) 金の 交付限度額は、 二十五億円とする。 この場合において、 の会計年度に おける交付金の額は、 十二億

- 3 -

#### (交付期間)

第五条 する会計年度から当該年度の五年後の会計年度までの期間に行われる第三条第一項各号に掲げる措置に係る費用について交付するものとす 一の特定事業所に係る交付金は、 第八条第一項の規定により当該特定事業所に係る交付金の交付の決定の通知を最初に行った日の属

### (交付期間の特例

済産業大臣が定める期間を交付期間とすることができる。 経済産業大臣は、原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、 前条の規定にかかわらず、

## (交付金の交付申請)

- 第七条 規定に基づき行われる最初の交付の申請については、この限りでない。)に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書及 び第三条第三項の規定により作成した地域振興計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 交付金の交付の申請をしようとする道県(以下「申請者」という。)は、毎年四月一日から五月三十一日までの間(ただし、本条の
- 交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、び当該金額に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及 請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税

#### (交付の決定)

- 行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、 速やかにその 適正な交付を
- 2 九十日とする。 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は
- 3 第十三条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行う経済産業大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について
- 4 経済産業大臣は、 第一 項 の規定により交付金の交付の決定を通知したときは、 当該通知を受けた都道 府県から前条第一 項 (T) 規定により提

出された地域振興 、計画の 全部又は一部をインター ネットその他 の方法により公表することができる。

第九条 経済産業大臣は、 第八条第一項 の規定による交付金の交付の決定をする場合において、 次に掲げる事項につき条件を付すものとする

- 場合を除く。)は、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。 (ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき
- 二 第八条第一項の通知を受けた事業(以下「交付金事業」という。)を行うため契約を締結する場合においては、 二年法律第六十七号)第二百三十四条によるべきこと。 地方自治法 (昭和二十
- 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。
- その指示を受けるべきこと。 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業大臣に報告して

### (申請の取下げ)

- 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第八条第一項の通知があったに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。(十条 第八条第一項の通知を受けた者(以下「交付金事業者」という。) であって、 当該通 知書に係る交付金 一の交付の決定の内容又はこれ

業大臣に提出しなければならない。 第八条第一項の通知があった日 から十五日以内に、 様式第三による届出書を経済産

#### (状況報告)

第十一条 交付金事業者は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、 要求する期日までに提出しなければならない。 様式第四による交付金事業実施 状況報告書を経済産業大臣が

#### (実績報告)

第十二条 日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日)までに、様式第五による実した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十二十条。交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過 績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この 、限りで

ない。

- 2 仕入控除税額を減額して報告しなければならない。 項の規定により実績報告を行うに当たって、 交付金に係る消 費税等 仕 入控 除 税 額 が 明 5 カ な場 合に には、 当
- 3 らない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。 た日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第六による評価報告書を経済産業大臣に提出しなければな交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があっ
- の方法により公表するものとする。 交付金事業者は、 前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、 当該評価報告書の全部 アは一 部 をインター ネット
- 5 により公表することができる。 経済産業大臣は、 第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、 当該評 価報告書の全部 又は 部 (をインターネットその 他 方法

(交付金の額の確定)

び第九条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第八条第一項の交付金の交付の決定の内容及「十三条(経済産業大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書 当該交付金事業者に通知するものとする。

- れているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。 経済産業大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合に お いて、 既にその 額を 超える交付金が交付さ
- 3 の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。 、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合におい 同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、
- より当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項で定めるところに その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなけ
- に関する事項をインター 経済産業大臣は、第一 ネットその他の方法により公表するものとする。 項の規定により交付金の額を確定したときは、 第三条第一 項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付
- 交付金事業の名称
- 交付金事業の実施場所
- 一 交付金事業の概要

四 交付金事業に要した費用及び交付金の

#### (交付金の支払)

- 第十四条 る場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。(十四条)交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。 ただし、 経 済産業大臣 が必要と認め
- 2 ければならない。 交付金事業者は、 前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、 様式第七による交付金支払請 求書を経済産業大臣に 提出しな

## (交付金事業による収益の一部の納付)

済産業大臣に提出しなければならない。

- 第十五条 託した事業も含む)については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、 交付金事業者は、 第三条第一項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業 事業を実施する年度ごとに、 (交付金事業者が委 速やかに経
- 収益から必要な経費を控除した額(交付金の額を超えない範囲に限る。)の納付を命ずることができる。 経済産業大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合におい て は、 当該交付金事業により生じた

# 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- には、 様式第八により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、 消費税及び地方消費税の申告により交付 金に 係る消費税等 仕入控除 税額が 確定した場合
- 2 経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、 当該消費税等仕 入控 除 税 額 の全 部 又は 部 (T) 返 還を命ずるものとする。
- 3 第十三条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

## (交付の決定の取消し)

- 第十七条 全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。(十七条)経済産業大臣は、第九条第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、 第 八条第 項 0 決 次定の
- 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合 交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合

### (財産処分の制限)

- の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、 交付金事業者は、 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、 その効率的な運用を図らなければならない。 善良な管理者
- 2 交付金事業者は、 交付金事業により取得した不動産、 設備その他の財産 (取得価格及び効用の増加価 格 0 単 価 が 五. + 方円 未満 0 ŧ 0) を除

限りでない。 済産業大臣に提出し、その承認を受け 金 の交付の目的に反して使用 なければならない。 į 譲り渡し、 交換し、 ただし、 経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期貸し付け又は担保に供しようとするときは、 期間を経過した場合は、この 様式第九による申請書を経

## (交付金事業の経理)

しておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなけ第十九条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかに ればならない。

#### (交付金調書)

第二十条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第 十による交付金調書を作成しておかなければならない。

## (電子情報処理組織による申請等)

第二十一条 申請者又は交付金事業者は、第七条第一項の規定に基づく交付の申請、第九条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付さ 条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。控除額の確定に伴う報告又は第十八条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第二十六支払の請求、第十五条第一項の規定に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第十六条第一項の規定に基づく消費税等仕入に基づく状況の報告、第十二条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第十四条第二項の規定に基づくれた条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報告、第十条第二項の規定に基づく申請の取下げ、第十一条の規定

## (電子情報処理組織による処分通知等)

に基づく納付命令、第十六条第二項の規定に基づく返還命令、第十七条の規定に基づく取消し若しくは変更又は第十八条第二項の規定に基規定に基づく指示、第十三条第一項の規定に基づく通知、同条第二項で準用する場合を含む。)に基づく納付命令、第十五条第二項の規定第二十二条(経済産業大臣は、第八条第一項の規定に基づく通知、第九条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附規則は、則 公布の日から施行し、平成十八年度予算から適用する。(経済産業省告示第二百九十三号) (経済産業省告示第百八号)

この告所 則( 平成十九年四 月一日 いら施っ 行 する。

(経済産業省告示第二百号) 公布の日から施行し、平成二十年度予算から(経済産業省告示第七十一号) 適用する。

原子力規制委員会設置法の施 行  $\mathcal{O}$ 日 (平成二十四年九月十九日) から施行する。

(経済産業省告示第七十号)

(経済産業省告示第八十二号) 平成二十五年四月一日から施行する。

ら施行する。 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日 (平成二十七年四月一日) か

所 則(経済産業省告示第四十六号) この規則は、平成三十年九月二十八日から施行する。 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。 所 則(経済産業省告示第百九十一号) 所 則(経済産業省告示第六十一号) 所 則(経済産業省告示第六十一号) 平成三十年九月二十八日から施行する。

この告示は、 不正競争防止法等の一部を改正する法 律 : の 施 行 0 日 ( 令 和 元年七 月 日 から施行する。

様式第 徭 ~1 籴 黙 廃

年度原子力発電 施設立地地域共生交付金交付申

併 耳

Ш

卌

爂

原と注 (子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第おり申請します。 :) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるV ~1 住氏条所名第 (名称及び代表者の氏名) 1項の規定により、上記交付金の交付につき

 $\mathcal{O}$ 別 日本産業規格に定めるA4  $\sim$  $\dot{\subset}$ 横位置  $\bigcap$ 4  $\mathcal{O}$ 1  $rac{1}{2}$ 

原子力発電施設立地地域共生交付金交付事業

- C C 4 C O

(明細は別表の

 $rac{1}{2}$ 

せっし)

交交交交交交表 在在在在在在

十金 事業の内容 十金 事業の事業主体 十金 事業に 要する 経費 十対 象 経費 十を 受けようとする 額 1) 仕入 控 深 税 額 を 「 及 付 金 所 要 額 を (2) 用 紙 の 大 き さ に E日 買して申請する場 費税及び地方消費 日本産業規格に気 が場合は、沿着機能に係る に定めるA・ 次の算式を明記っ 系る仕入控除税額= A4とし、横位置と N 11 4 る交ずこ付る こ事で 御り、

別表

総括表

П その街 哲 債又は借入金  $\square$ 収資 **(州** 交(付か 1金事業に要で うち交付対象派 谾 る費 経 惠 単位 Н

|  | 二 交付金             | くその街  | ロ 起債又は借入金 | イ 自己資金 | 収      | II. 個表<br>1~n. 事業名(措置名) | 基金処分額、<br>と。 |          | 二交付金 |
|--|-------------------|---|-----------|--------|--------|-------------------------|--------------|----------|------|
|  |                   |   |           |        | 入      |                         | その他交付金以外     |          |      |
| <ul><li>(補) (組) (貸) (基)</li><li>三 助補一資出一付貸一金事:股金助稅金資稅金付稅造業事 金事 金事 金事成運</li></ul> | 《<br>《 當 費<br>《 數 | ) 談談調工 工作 | / (()     | 事業費    | .:     |                         | この他」         | <b>計</b> |      |
|  |                   |   |           |        | (単心・口) | •                       | に記載するこ       |          |      |

|                   |                           |                            |               |       | <b>澳</b>   | (4) 設備費                                     |
|-------------------|---------------------------|----------------------------|---------------|-------|------------|---|
|                   |                           |                            |               |       | <u> </u>   | □▷  |
|                   |                           |                            |               |       |            | その他   |
|                   |                           |                            |               |       |            | 交付対象経費                                      |
| 掀                 | 金額                        | 単価                         | 数量            | 仕 様   | 別          | 種   |
| (単位:円)            |                           |                            |               |       | <b>没計費</b> | (3) 調査                                      |
|                   |                           |                            |               |       |            |   |
|                   |                           |                            |               |       |            | その他   |
|                   |                           |                            |               |       |            | 交付対象経費                                      |
| 交付金充当額 備考         | 金額                        | 単価                         | 数量            | 仕 様   | 別          | 種   |
| (単位:円)            |                           |                            |               |       | 用地費及び補償費   | 2)  |
|                   |                           |                            |               |       |            |   |
|                   |                           |                            |               |       |            | その他   |
|                   |                           |                            |               |       |            | 交付対象経費                                      |
| 交付金充当額 備考         | 金 額                       | 単価                         | 数量            | 仕 様   | 別          | 種   |
| (単位:円)            |                           |                            |               |       | 典          |   |
|                   |                           |                            |               |       | 置名)        | <ol> <li>事業名(措置名)</li> <li>イ 事業書</li> </ol> |
|                   |                           |                            |               |       | ,          | 1 支出内訳等                                     |
| 0                 | ことができる。                   | 記載を省略する                    | きは、記載を        | 目がないと | で。  でき者    | (3) E                                       |
| 金等の収入は「ハ その他」に記載す |                           | 人外の国庫:                     | その他交付金以外の国庫補助 | 給付金、  | 基金処分額、浴    | $\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \end{pmatrix}$      |
|                   |                           |                            | · ·           | こ作成す  | /イご 茶隼旧田   | (1)   |
| ᄪᅷ                |                           |                            |               | #     | TIII.      | □<br>▽                                      |
|                   | 施設整備基金<br>維持補修基金<br>一般事務費 | (2) 緒殿<br>(3) 維持<br>(4) 一般 |               |       |            |   |
|                   |                           |                            | =             | -     |            |   |

| 口補助金 |     | その他 | 交付対象経費 | 種      | `                                     | 8)            |   | その他 | 交付対象経費 | 種      |        | (7) 附帯雑費 | □⟩         | その他 | 拿 | 種      |             | 黒 (9) | □〉         | その他 | 交付対象経費 | 種      |                       | (乙) 擂林弗   |   | その他 | 交付対象経費 | 種      |        |
|------|-----|-----|--------|--------|---------------------------------------|---------------|---|-----|--------|--------|--------|----------|------------|-----|---|--------|-------------|-------|------------|-----|--------|--------|-----------------------|-----------|---|-----|--------|--------|--------|
|      | ₽₽₽ |     |        | 別      | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | <b>小車 然</b> 事 | # |     |        | 別      | ,      | <b>小</b> | <u>=</u> # |     |   | 別      | )<br>I<br>( | 軍世書   | <b>□</b> ₩ |     |        | 別      |                       |           | # |     |        | 别      |        |
|      |     |     |        | 仕様     |                                       |               |   |     |        | 仕 様    |        |          |            |     |   | 仕 様    |             | -     |            |     |        | 一仕様    | X<br>C<br>型<br>同<br>知 | 生物型1/14年時 |   |     |        | 一      |        |
|      |     |     |        | 数量     |                                       |               |   |     |        | 数量     |        |          |            |     |   | 数量     |             | •     |            |     |        | 数量     |                       | •         |   |     |        | 数量     |        |
|      |     |     |        | 単価     |                                       | ,             |   |     |        | 単価     |        |          |            |     |   | 単価     |             |       |            |     |        | 単価     |                       |           |   |     |        | 単価     |        |
|      |     |     |        | 金 額    |                                       | ,             |   |     |        | 金 額    |        |          |            |     |   | 金 額    |             | _     |            |     |        | 金額     |                       | -         |   |     |        | 金 額    |        |
|      |     |     |        | 交付金充当額 |                                       |               |   |     |        | 交付金充当額 |        |          |            |     |   | 交付金充当額 |             |       |            |     |        | 交付金充当額 |                       |           |   |     |        | 交付金充当額 |        |
|      |     |     |        | 備考     | (単位:円)                                |               |   |     |        | 備考     | (単位:円) |          |            |     |   | 備考     | (単位:円)      |       |            |     |        | 備考     | (単位:円)                |           |   |     |        | 備考     | (単份:円) |

- $\begin{pmatrix} 1 \\ 2 \end{pmatrix}$
- 補助対象先名 補助対象事業費の内訳

| (備考) イの費<br>(3) 一般 | □▷       | その他 | 交付対象経費 | 種      |        |
|--------------------|----------|-----|--------|--------|--------|
| 目に準じて<br>事務費       | <u> </u> |     |        | 別      |        |
| 言えのこと。             |          |     |        | 仕 様    |        |
|                    |          |     |        | 数量     |        |
|                    |          |     |        | 金 額    |        |
|                    |          |     |        | 交付金充当額 |        |
|                    |          |     |        | 備      | (      |
|                    |          |     |        | 光      | (単位:円) |

その他

交付対象経費

種

仕

様

教

쁴

浬

角

金

額

交付金充当額

備

娏

単位:円)

出資金 1) 出資対象先名 2) 出資対象事業費の内訳

| (編札) 田賞     | ţu>                  | その名 | 交付対象経 | 種      |        |
|-------------|----------------------|-----|-------|--------|--------|
| 対象先の乾敗      |                      |     | 費     | 別      |        |
| ( 定         | }<br>t               |     |       |        |        |
| 組織.         | ٠<br>١<br>١<br>٢     |     |       | 金      |        |
| 事業內容等       | <b>⊭</b><br> -<br> - |     |       | 額      |        |
| 等)が確認できる資料  |                      |     |       | 交付金充当額 |        |
| の資料を終行すること。 | ξ                    |     |       | 備      |        |
|             |                      |     |       | 光      | (単位:円) |

(3)一般事務費

<u>交付対象経費</u> その他 種 別 様 数 岬 浬 角

金

額

交付金充当額

(単位:円) 備 考

11

貸付金

| 14  | _ |
|-----|---|
| T . |   |

(1) 皆付款每年久

| <ul><li>(1) 貸付次</li><li>(2) 貸付次</li></ul> | 貸付対象先名<br>貸付対象事業費の内訳 | 为訳    |    |          |             |        | (単位:円) |
|---|----------------------|-------|----|----------|-------------|--------|--------|
| 種   | 別                    | 金     | 額  | 交付金充当額   | 充当額 📗       | 備      | (二)    |
| 樂   | 1                    |       |    |          |             |        |        |
| その他                                       |                      |       |    |          |             |        |        |
|   | п# <b></b>           |       |    |          |             |        |        |
| (備考) イの費目                                 | に準じて記                | 入のこと。 |    |          |             |        |        |
| (3) 一般事                                   | )一般事務費               |       |    |          |             |        | (単位:円) |
| 種   | 別                    | 仕 様   | 数量 | 単価       | 金 額         | 交付金充当額 | 掀      |
| 交付対象経費                                    |                      |       |    |          |             |        |        |
| その何                                       |                      |       |    |          |             |        |        |
| □▷  | 計                    |       |    |          |             |        |        |
| ホ 基金造成費<br>(1) 事業運営基金                     | ·<br>[営基金            |       |    |          |             |        |        |
|   |                      |       |    |          | -           |        | (単位:円) |
| 種   | 別                    | 金     | 額  | 交付金充     | 充当額<br>     | 備      | 挀      |
| 文 付 对 象                                   |                      |       |    |          |             |        |        |
| みの 何                                      |                      |       |    |          |             |        |        |
| □▷  | <u> </u>             |       |    |          |             |        |        |
| (2) 施設整                                   | 施設整備基金               |       |    |          |             |        | (単份:円) |
| 種   | 別                    | 金     | 額  | 交付金充     | 充当額         | 備      |        |
| 交付対象経費                                    |                      |       |    |          |             |        |        |
| その何                                       |                      |       |    |          |             |        |        |
|   | 計                    |       |    |          |             |        |        |
| (3)維持補                                    | 維持補修基金               |       |    |          |             |        |        |
| 林   | <u> </u>             | Þ     | 五五 | <b>↑</b> | 大 \( \) All | Ŧ      | (甲位:円) |
| 一種  | 別                    | 金     | 狽  | 父付金允     | 允当観         | 煝      | 龙      |

| (備光) (                                  | 施整あは設にすと設備っ、ご記る。のにて施と載こ | 事業名              | 交付金事業記事業名 (                 |              |                       | たり<br>(1) | 交付対象経費  | (4) - |          | 交付対象経費<br>その他 |
|---|-------------------------|------------------|-----------------------------|--------------|-----------------------|-----------|---------|-------|----------|---------------|
| 1) 交付金事業の事業                             |                         | 事業の内容            | 「業計画<br>」(措置名)<br>「業費 補助金 出 | 聚            | (第7条関係)               |           | )       | 一般事務費 | <u>-</u> | <u></u>       |
| の事業ごと                                   |                         | 事業主体             | 出資金 貸付金                     |              | 原子力発                  |           | 江       |       |          | +             |
| に作成する                                   |                         | 実施場所             | †金 基金造成費)                   |              | 電施設立地                 |           | ※ 数 重   | ***   |          |               |
| ( \( \)\( \)\( \)\( \)\( \)\( \)\( \)\( |                         | 開始•完了<br>予定年月日   | _                           | 住所<br>任外(    | 原子力発電施設立地地域共生交付金事業計画書 |           |         |       |          |               |
|   |                         | 事業費等             |                             |              | <b>寸金事業計</b> 画        |           | 金額      |       |          |               |
|   |                         | 交付金              | )<br>(<br>(<br>)<br>)       | の名称及びその長の氏名) | <u></u>               |           | 父付金允当額  |       |          |               |
|   |                         | 間接交付金   備<br>  額 |                             | 7 开外)        | 中                     |           | L<br>当額 |       |          |               |
|   |                         | 金 備考             | 単位:円)                       |              | Л                     |           | í       | Fig.  |          |               |

- 2 交補業備該 付助の考当 事出要にベ 業資をつき 無が交別のでは、はているでは、はなりになるでは、などにはなった。 金付る人がの外に名となる。記述と発りを入り、と発り、と発いれた。 付事 쌞 O H 鶭虧 金要 64 ′ 圧 資基 又金 は造 貸成 付付 金あ C 10 紅揚 中中 けに \$ 18 18 C 10 M 場は に当 あ該 と悪 て金 467 9-当る
- 熨
- $\omega$  4樹様す 。用き 施は 等記 の載 全安 称省 等略 今爷 記る (1>4 こでがるがる W 17  $\mathcal{O}_{\circ}$

資

- 図図 1分件 則 溪

- 事の等の行成 待 N 7  $\mathcal{N}$
- 統件日の34580 料交施事施事基そ 付設業設業金の 金等費等を造他 業配の運うに交用のイロ して、の配付では、の面がて事大い式一本なるは業をて第又するとは業をて第又した。 施、『四点の画がて事大場がなび、「四人の画がなるは業をの回り、「日見り」とは、「日見り」とは、「日見り」といる。 認な全内は で理体容 き由計等日 のあるが 大脚に 開発が 開発が 経路を は 業業 と認ず規 問でる格 題きたに 点るめ定 \* 57 8 期の必る 类 効果が確認 S M  $\mathcal{O}$

Œ

- 注 のさはらは写 要《 44 貧と 浦横 則位 金置 不交 付す 要る 鑑り  $\sim$ 葉 金

樣同告係式一書) を類し 田いての側側のである。 作業す 成をる て過り る年と こ東 77 実 兞  $\subset$ 4 ر ک  $\mathcal{N}$ 並 H 账 熨 # 揣 (1) 庥  $\mathcal{O}$ 恒 江 9 冝

髹 報関

蓧

井

舥

 $\omega$ 

徭

 $\vdash$ 

0

原 4 力 発 쏊 兞 野 1 . 据据: 换 井 1 外 车 金 交付付 ---温温 取 ᅱ 回 田 卌

伻 田

Ш

颬

交第 年付り の項 **⊕** *€* 月讀規 を定 <u>[1</u> テーゴ 田 付記り けの届 第理け 田田 FT HR 497 月年 冬取 5 CF <del>기</del> ) てげ 交た付い 011 9 決で 住氏定 所名の原 通子 名知力 称を発 及受電 びけ施 代た設 表原立 者子地 の力地 氏発域 名電共 施生 設交 立付 地金 地交 域付 共規 生則 交第 中立 0 (金) の条

1

 $\cap$ 

蕉 世人 注第 用箫 | |強 | | 1 1 大条 き関 さ係 J, Ш k產 業規 格に 定 B  $\mathcal{O}$  $\triangleright$ 雪4  $\wedge$  $\subset$ 横 R 腘  $\mathcal{C}$ 4 N

#### ) ) ) ) ) 子力発 電施設立地地域共生 交付付付 (4) # 羰 実 施状況 機 刊

傔

耳

Ш

霐

<u>[1</u> 関し、 月 日作原子力発電波 付け、施設 第 号をもって 対地地域共生及付金 住所 氏名(名称及び代表者 付の決定の通知を受けた原 付規則第11条の規定によ 長者の氏名) 5原子力発電施設立は 5より下記のとおり幸 1.地地: 域し ## 主事 >>

| 置名                                    | 1          |
|---------------------------------------|------------|
|                                       |            |
| 歯 単                                   |            |
| 交付決定時の事業費<br>(うち交付金充当<br>予定額)<br>①    |            |
| 支払済額 (うち交付金額) (うち交付金額) ② 電            |            |
| 支払見込額<br>(うち交付金額)<br>①-②<br>歌蛭を討載オスマレ |            |
| 摘                                     | <u>i</u> ) |
| 烟                                     | 単位:円)      |

6, ( $\cap$ 

123第 演奏の懶には、米周した民体的事業が各で二つ以上の事業がある場合は、必要に応じ、用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA2条関係) 7.工事語が発するで欄を設けることを設けることを表して、横位間 ででに乗りてる問題とする (1  $\cap$ 

伻 原 4 力 発 電施設立地地域共生交付金 # 羰 実績

傔

耳

Ш

TH

卌

慼

様式第

 $\Omega$ 

併 耳 Ш 个 77 徭 卓 4 国争 S 4 交付の決定の通日をもって完了 住所 氏名(名称及び代表者の氏名) 5知を受けた原子力発電施設立地地域共生交付金にかかる。 (終了、廃止)しましたので (終了、廃止)しましたので (育工力発電施設立地地

原子力発電施設立地地

交付金事業の実施状況

交付金

域共生交付金交付規

三 年第

東了

17 0

お条け第

\*る実績に~ §1項の規ク

していた回角により

는 를 다

9

 $\cap$ 3;

5

報告

 $\subset$ 

H ्री

- 18 -

- . . . 4 交交交添

  - 名称及びその内容 曹手及び完了月日 支状況(明細は別紙のと  $\sim$
- ○②備 竹竹竹竹補そ 中金事業の名称及C 中金事業の着手及C 中金事業収支状況 中書類 中書類 再助規則、基金条の での他、及付金事業 一人控除税額る 「交付金所要額-る資料(申請書に添付している場合は除く。心要な資料 、必要な資料 、次の算式を明記すること。 、る仕入控除税額=交付金額」

<del>5</del>; 5

掀 を別等の事業の 再業の内容等を 質を減額して 質ー消費税及C 紫の概要が確請を確認する4年を確認する場合する場合する場合する場合で地方に表現で 認た合成でめばに きに、係

<sub>I</sub> 淮 花 裁

> 11 П  $\angle$ 瘟 揿 交付金 その街 哲 Ш 債又は借入金 ПŅ 鶭 葉 ④ 金 処分 · 緻、 箔 行命 70% 街 交付金以外の国 交(付付) †金事業に要する うち交付対象経野 庫補助金等の収入は ЦÌ る費 経 費 604 色 田 Ĩ1 記載 4 Н B (1

 $\overset{\circ}{\sim}$ 

 $\blacksquare$ 面

5 表 日. # 业 松 (措置 名

|         |     | 典         |     |        |
|---------|-----|-----------|-----|--------|
|         |     | Ш         |     |        |
| (1)     | )   | 子算額       |     |        |
| (2)     | 実績  | 本年度       |     |        |
| (1)-(2) | )   | 増減額       |     |        |
| (3)     | )資  | 交付決定      |     |        |
| 4       | 実績  | <b>₩</b>  | 交付金 |        |
| (3)-(4) | 増減額 | <b>出額</b> |     | (単位:円) |

|                                       | 1  |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|---------------------------------------|----|-------|----|-----------|-----------|------------|------------|-------|----------|---------|-----|-----------|---------|-----|----------|--------|-----|----------|---------|-----------|-----|--------------|---------|----------|--------------|---------|-----|
| \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |    |       |    | 1         |           | E          | •          |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     | $\forall$    |         |          |              |         |     |
| > 11 ~                                |    |       |    |           |           |            |            | 쓔     |          |         | 11  |           |         | >   |          |        | П   |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
| 自己資金<br>起債又は借入金<br>その他                | □▷ | み の 街 | 小計 | (4) 一般事務費 | (3)維持補修基金 | (2) 施設整備基金 | (1) 事業運営基金 | 基金造成費 | (2)一般事務費 | (1) 貸付金 | 資付金 | (2) 一般事務費 | (1) 出資金 | 出資金 | (2)一般事務費 | (1)補助金 | 補助金 | (8)一般事務費 | (7)附带雑費 | (6) 事業運営費 | 研修費 | (5)調査費、広報費及び | (4) 設備費 | (3)調查設計費 | (2) 用地費及び補償費 | (1) 工事費 | 事業費 |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |
|                                       |    |       |    |           |           |            |            |       |          |         |     |           |         |     |          |        |     |          |         |           |     |              |         |          |              |         |     |

| 本   1   | 本   | 交付金      |
|---|---|----------|
| 公付金 計   | (1) 個別事業<br>(2) 基金紀分額<br>(3) 書                  |          |
| 計   | 個様の数 名 動 動 車 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型  |          |
| とに作成すること。<br>次 給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ<br>費目がないときは、記載を省略することができる。<br>参 類 英払 支 払 計 年月日 年月日 |   | <u> </u> |
| とに作成すること。<br>次 給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ<br>費目がないときは、記載を省略することができる。<br>参 類 英払 支 払 計 年月日 年月日 |   |          |
| 30 こと。 その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハときは、記載を省略することができる。 日 予算額 支払                                     |   |          |
|   | 成金ない。要年の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の |          |
|   | 上   |          |

|         | <u> </u> | 種別                           |       | <u> </u> | 種別                           |         | # | 種別                      |       | <b>□</b> |        |                            |
|---------|----------|------------------------------|-------|----------|------------------------------|---------|---|-------------------------|-------|----------|--------|----------------------------|
| (7) \$  |          | 仕禁                           | (6)   |          | 仕様                           | (5)     |   | 仕様                      | (4) 章 |          |        |                            |
| 7) 附帯雑費 |          | 数量                           | 事業運営費 |          | 数量                           | 調査費、    |   | 数量                      | 設備費   |          |        |                            |
|         |          | 単価                           | 費     |          | 単価                           | 広報事     |   | 単価                      |       |          |        |                            |
|         |          | 契約者                          |       |          | 契約者                          | 報費及び研修費 |   | 契約者                     |       |          |        |                            |
|         |          | 型<br>年<br>月<br>日             |       |          | 契利約年月日                       | <b></b> |   | 契 約年月日                  |       |          |        | 年月日                        |
|         |          | 子算額                          |       |          | 子算額                          |         |   | 子算額                     |       |          |        | 予算額                        |
|         |          | 会                            |       |          | 会                            |         |   | 金                       |       |          | 2      |                            |
|         |          | 額<br>算<br>類<br>支<br>払<br>義務額 |       |          | 類<br>算<br>類<br>支<br>表<br>義務額 |         |   | 額<br>算<br>類<br>支<br>栽務額 |       |          | 404 PV | 大<br>大<br>然<br>路<br>務<br>路 |
|         |          | <u> </u>                     |       |          | <u> </u>                     |         |   | <u> </u>                |       |          |        | <u> </u>                   |
|         |          | 完<br>年月日                     |       |          | 完<br>年月日                     |         |   | 完了<br>年月日               |       |          |        | 年月日                        |
|         |          | 支<br>年月日                     |       |          | 支<br>年月日                     |         |   | 支 払年月日                  |       |          |        | 年月日                        |
| (単位:    |          | 交付<br>治<br>当<br>額            | (単位:  |          | 交付金充当額                       | (単位:    |   | 交付金<br>充当額              | (単位:  |          |        | 充当額                        |
| : 円)    |          | <b></b>                      | : 円)  |          | 備考                           | : 円)    |   | 備老                      | : 田)  |          |        | 淅                          |

|                              |                      |  | 1 1            |            |                                 | ]     |            | _                                    |
|------------------------------|----------------------|--|----------------|------------|---------------------------------|-------|------------|--------------------------------------|
| 種別                           | (備考)                 | 種別   | П              | <b>□</b> ₩ | 種別                              |       | <b>□</b> # | 種別                                   |
| 仕様                           | 2)                   | <b></b>  | 補助金<br>(1) 補助金 |            | 仕様                              | (8)   |            | 仕様                                   |
| 数量                           | <br> 助対象事詞<br> -般事務費 | 数量   | 制金             |            | 数量                              | -般事務費 |            | 数量                                   |
| 単価                           | 事業に                  | 単面   |                |            | 単価                              | 典     |            | 単価                                   |
| 契約者                          | 77.110               | 契約者  |                |            | 契約者                             |       |            | 契約者                                  |
| 契 約年月日                       |                      | 契 彩年月日   |                |            | 契 約年月日                          |       |            | 契 約年月日                               |
| 子算額                          | C                    | 子算額  |                |            | 子算額                             |       |            | 子算額                                  |
| 金                            | て記入のこ                | 会  |                |            | 会                               |       |            | 金杖衣衣红螺纹红螺                            |
| 額<br>算<br>有<br>大<br>表<br>養務額 | · ·                  | 新<br>第<br>大<br>大<br>新<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五<br>五 |                |            | 新<br>第<br>第<br>第<br>表<br>第<br>第 |       |            | 新<br>算<br>数<br>数<br>数<br>数<br>数<br>数 |
| <del> </del>                 |                      | <u> </u>   |                |            | <del> </del>                    |       |            | <u> </u>                             |
| 完了年月日                        |                      | 完 了 年月日  |                |            | 完 了<br>年月日                      |       |            | 完了年月日                                |
| 支 払年月日                       |                      | 大  |                |            | 支 払年月日                          |       |            | 女                                    |
| 交付金<br>充当額                   | (単位                  | 交付金<br>充当額   | (単位            |            | 交付金<br>充当額                      | (単位   |            | 交付金<br>売当額                           |
| 編光                           | :<br>归)              | 龍光   | : 円)           |            | 備考                              | : 田)  |            | 龍光                                   |

| (<br>論<br>(<br>)               | <u> </u> | 種別   | 11                | <u> </u> | 種別  | (備                           | 出<br>資<br>公<br>合<br>会      | >                    | 11111 |
|--------------------------------|----------|--|-------------------|----------|---|------------------------------|----------------------------|----------------------|-------|
| 2)                             |          | <b></b>  | (1)<br>(1)<br>(1) |          | <b></b>   | (2) 小年                       | <u>権</u><br>出資金額<br>5付金充当額 | 世<br>(1)<br>(1)<br>田 |       |
| 付対象事<br>一般事務費                  |          | 数量   | 貸付金<br>(1) 貸付金    |          | 数量  | 資対象先の申請時に浴<br>中請時に浴<br>一般事務費 | 別                          | √mm√                 |       |
| 事業に                            |          | 単価   |                   |          | 単価  | 光の機能が発生を                     |                            |                      |       |
| ろいてイ                           |          | 契約者  |                   |          | 契約者   | 東している。                       | <del> </del>               |                      |       |
| の費目に                           |          | 製料料  |                   |          | 契 約年月日  | が、治験・場合は省                    | <u></u><br>類               |                      |       |
| 貸付対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。 一般事務費 |          | 世界     銀       大月     第     第     第     元     丁     支     払       子算額     支払     支払     計     年月日     年月日       済額     義務額 |                   |          | 金     額       決算額     第       予算額     支払       支払     支払       計     年月日       存額     義務額 | できる資料を添付するこ                  | 決算額     出資年月日     備        |                      |       |
| (単位:                           |          | 次付<br>強<br>額   | (単位:              |          | 次<br>全<br>会<br>路  | と。 (ただ) (単位:                 | 壳                          | (単位:                 |       |
| 円)                             |          | 龐兆   | 田                 |          | 編光  | 旦                            |                            | 田                    |       |

| (備考)        | から他 | を<br>交付対象経費   | $\left( \begin{array}{c} \omega \end{array} \right)$ |   |   | 種      | (備考)<br>(2) |   | その他 | 交付対象経費 | 種      | → ¬¬              | <u> </u> | 種別                                    |
|-------------|-----|---------------|--|---|---|--------|-------------|---|-----|--------|--------|-------------------|----------|---------------------------------------|
| 基金ごと一般事     |     | 圣 <b>費</b>    | 基金ごとに記り維持補修基金  | # | 黄 | ‡<br>- | ご製料         | 計 |     | 圣費     |        | 基金造成費<br>1)事業運営基金 |          | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 金ごとに記入一般事務費 |     | IJ            | とに記入   |   |   | 別      |             |   |     |        | 別      | 営基金               |          | 単価                                    |
| スすること       |     | 4             | 7  |   |   | 子      | すること        |   |     |        | 子      |                   |          | 契約者                                   |
| 0           |     | <u>算</u><br>額 | °  |   |   | 算 額    | 0           |   |     |        | 算 額    |                   |          | 年月 形                                  |
|             |     | <b>洋</b>      | <u>-</u>   |   |   | 決      |             |   |     |        | 決      |                   |          | 予算額                                   |
|             |     | <u>算</u><br>額 |  |   |   | 算 額    |             |   |     |        | 算 額    |                   |          | (大                                    |
|             |     | ×             | -  |   |   | 交代     |             |   |     |        | 交代     |                   |          | 額<br>算<br>有<br>大<br>大<br>表<br>我<br>我  |
|             |     | 父付金充当額        | -  |   |   | 交付金充当額 |             |   |     |        | 交付金充当額 |                   |          | (年)                                   |
|             |     | 額             | f.   |   |   | 額      |             |   |     |        | 額      |                   |          | 完了 3                                  |
|             |     | 順             | Ž.   |   |   | 備      |             |   |     |        | 備      |                   |          | 英 払                                   |
| (単位:円)      |     | 机             | (単位:   |   |   | 光      | (単位:        |   |     |        | 光      | (単位:              |          | 交付金<br>若当額                            |
| 田)          |     |               | 田<br>)   |   |   |        | 円)          |   |     |        |        | 当)                |          | <b></b>                               |

| (注)     | 訲 |            | 種別  |     |
|---------|---|------------|-----|-----|
| (1)     |   |            | 仕様  |     |
| 交       |   |            | 数量  |     |
| 计余事学    |   |            | 単価  |     |
| 業収支及7   |   |            | 契約者 |     |
| 11胎骨球が  |   | 月          | 楔   |     |
| 内訳書の-   |   | 予算額        |     | 1.3 |
| 予算額の    |   | 支払<br>済額   | 失   | 金   |
| )欄は、~   |   | 支 払<br>義務額 | 算 額 | 額   |
| 水白沙     |   | <u> </u>   |     |     |
| 交付決定涌知書 |   | 年月日        |     |     |
| ?<br>記  |   | 年月日        | 支払払 |     |
| 載された交付事 |   | 充当額        | 车   |     |
| 计十十     |   | 析          | 編   |     |

0 業に要する経費をいう。 経費別内訳書の備考の欄には、 すること。 用紙の大きさは、日本産業規格 予算額 と決算額とが著しく異なる  $\sim$ きにその理由を記載

横位置  $\mathcal{C}$ र्व Š 1  $\sim$ 

関連一種用である。 (3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、一覧表 一覧表 力発電施設立地地域共生交付金交付規則第18条の財産は、 次のとおり S H B

 $\mathbf{N}$ 

超超 神神 の名 称 仕様 数 泄 角 金 絡 契年 田 約日 筷年 耳 日村 交充付当 金額 設置場所 保 徊 耐年期期 症 (単位: 掀 田

(論 耐用年数の欄( 記載すること。 用紙の大きさは には交付規則第  $\infty$ 柔 徭  $\aleph$ 項の 海經済] 産業大臣 が別に 定 B  $\mathcal{N}$ 財産の処分 制限期 팯 4

(注) け、 Ш 本産業規格に定める A 4  $\mathcal{C}$  $\c \c$ 横位置  $\sim$ ب س 1  $\sim$ 

様式第6 徭 0 条関係

年度原子力発電施設立地地域共生交付金事業評価報告 卌

併 田

Ш

聚

住所

金規( に定注 ななど、(まない、) 交別 月付紙 金の別用すど紙紙 第果告事さ が自っしい 自然 日本 経済 导心 J 94 さらてごういて原-交子 氏名の決だけの決だけの発行の発行の発信 (定施 (名称及での通知での通知では) 表け共 者た生 の原交氏子付付 名力金 発交 電付 施設 立第 一萬 地の 越条 共第  $\omega$ 交項 付の

表業 及規 が基と 業分割の 角を 回风 素4 P 9 様式に に横 よ位 る置 J (1 47  $\circ$   $\sim$ 1

 $\mathcal{C}$ 

事業評価 1総括: 表 東

別紙

H

緗 财 推 圌 松 交付付 金 事業の名 称 交は者 付間名 金接 事态 業付 者金 名事 又業 交に費 付要 全 事た 業経 交額 4 金 充 账 艫 批

| <ul> <li>(1) 事業ご</li> <li>(2) 番号の</li> <li>(3) 交付金</li> <li>(4) 交付金</li> <li>業が関連づと。</li> <li>(5) 事業期</li> <li>(6) 成果目</li> </ul>          | 交付金事業の担当課室   交付金事業の評価課室   対象事業の評価課室   対象を表する   対象を表する | 交付金事業の契約の概要<br> | $\coprod \vdash$ | 交付金事業の総事業  <br>  費等 | 交付金事業の活動指標及び活動実績                                     |                | 交付金事業の成果<br>目標及び成果実績                              |
|--|--|-----------------|------------------|---------------------|--|----------------|---|
| とに作成するに欄には、事業の概要のは事業の概要のは事業に関係すけられている。 はられている はらが後数年度に 現外 は  |  | 契約の方法           |                  | 年度                  | 活動指標   | 評価に            | 交付金   |
| 側、主の事関   |  | 契約の相手方          |                  | 年度                  | 注動実績     単位     年/       活動実績        活動見込        達成度 | 係る第三者機関等の活用の有無 | 成果実績<br>目標値<br>達成度<br>評価年度の設定理由<br>事業の定性的な成果及び評価等 |
| に対応した数を記入すること。<br>期待される効果等を記載すること。<br>期待される効果等を記載すること。<br>要政策・施策とその目標の欄は、当該<br>上位政策・施策とその目標を記載する<br>上位政策・施策とその目標を記載する<br>上位政策・施策とその目標を記載する |  | 契約金額            |                  | 年度 備 オ              | 度  | 有無             | 価等  |
| と、載り、要の当ずの対象を対象を対象を対象を対象を、対象を、対象を、対象を、対象を、対象を、対象を、   |  |                 |                  | 老                   | 年度   |                |   |

9  $\infty$ な、なび配のなる、などでは、おび記している。これなべるない。  $\frac{\omega}{\circ}$ 11載りがりなる交易交易交易交易を が計り値と 47 <u>(1)</u> まなよ とな 交を付集 と果果評えお る成年 そ目及価配、評果度の標び年載交価実が目の評して計選を制を記録を表に実が 該付定度る評で付こ付 金施 成機金性にこ何は金と金 ₩° を事業の担認 可した課室の 果関事的向とに # 標欄価及る金施の来をにをびこ事時欄し路、記評と業期はて 美等業なけ續にの成れ 業 。係第業 91110 9 てい 契 をよ定果改 第者活 明も非面に、 対面に、 対面に、 対面に 終の 当の 0 ま定載価 票名 え性ず年 室称 機等標 概要の欄 て的る度 報告する際に、交付金囲についても、併せて時についても、併せては成果及び評価等の欄に付価の記載のほか、成別のに評価に第三者機 機関等の活用の有無 等の名称及び構成員 票及び活動実績の# 64 にず年場 定なこの 棚記 量目と説 第る度合 第三者機関等による。関係により、は、成果指権に、成果指権 一一。 は載 的標 4 田田 Ñ 后场 業る 9 をごまと、現代の 契約<sub></sub> 載交 欄は、 翀 標実 中午 件数が に續 を活用す 無具欄 る金 金と標は悪い、実別の大学のでは、一般では、実践、実践、実践、実験のでは、実験のできない。 い、の等は、の等は、複を、複を、 基の # (1  $\#\!\subset\!$ た業 外 ご薦 と業 について機能は事業を 課実室施施 1年 0 李法 9 | | のを上續を評行記が活 測空 う対 当定 Ø を課 越 該性 定欄 # (全) <del>|</del> 第12の10の10の10の10の10の10の10の10の10の10に、10の10には、10 てる業  $\Box$ 牃 事的 交と付評 Ċ たし業、 の内 はこの 業な 評価年 越 数数 と進 の成 。蒋 。のに場 値がる角を 谷、 領角  $\Box \triangleright$ 徭 定果 事実 Ä 定達合 量及 華 庚 的評価に 量的評価にしない場合には当該が 業の課職 大大大 記年 蒸蒸 成 東 桝 判 の 説 黓 載度 果 襚 解解の対象を 田 鄉 中行  $\widetilde{()}$ 黓 Ш いるに、後辺、 定 が等 逥 蘇 3 孙 猅 誤同 が合機 活用す K C 翀 4 (1) 政  $\Box$ 困の関 び成 /州 灩 9 難欄 洦 ¥  $\mathcal{C}$ ので観りる場合を観り 難要等 ₩ ° 账 4 泊 田 なに な因の 果 訳 彭 た生 煙  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{N}$ 並

様式第

~1

(継

4

条

黓

庥

寅

子原語

力発電

施設立地地域共生交付金支払請求

侢

圧

Ш

は差

事支

業え

7

B

(1

聚

7

畆

 $\Box$ 

甽

4

뺼

場分評

合作值

に及を

並

 $\Box \triangleright$ 

<u>:</u>

だを

し行

ر بی

襚

黙

貀

拡

蘇

14

合定

に性

は的

の規 精定 年紅に払よに のの月無下 빤 回回 日概と 付算お け払り 第分調を求 巨至 #7 子なれるののあり、 30 4 交原 3(名称及び代表を 10の通知を受けた原 10を受けた原 10を受けた原 長者の氏名) と原子力発電施設立均 は生交付金交付規則第 [ 地地域 : 1 ]第 1 4 / 2 共条 生第 NX N 付項 金の

쀤

田

 $\omega \sim 1$ 

金そ概精 その請求額の内訳 既算払を必要とする 青算払の場合) ろ理る  $\blacksquare$ (概算払の請求をする  $\cap$ 14 に限る。

於 个 決 定 盤 簁 定① 盤 概算払受領  $\bigcirc$ 差引 |請求 | |-2 繈  $\mathbb{H}$ 

類解 、払の場 

ω<sub>2</sub>ν μ . L 費 事業工用調 業費事地查 費費設 學 推 び費 Ш 徭 置 癝 **₩** 費 交象 付経 交付決定 対費 交付付 支経 面で 出意 9 0 掩 所交 要付企 金 算 \*\* 946 支経 出意 今 斯太 東位東 金倉灣(美) 概算払 (V) 述 袭 所要 交付会 (河辺) Ö 前算で付回払の金概ま交受 涆  $\oplus + \ominus = + \ominus$ 位  $\omega + *$ 額②一 丑

|  |    |  | 述      |  |                  |     |      |      |                 |         |  |     |      |          |                  |      |          |     |          |      |       |      |              |          |
|--|----|--|--------|--|------------------|-----|------|------|-----------------|---------|--|-----|------|----------|------------------|------|----------|-----|----------|------|-------|------|--------------|----------|
| 年  |    |  | 様式第8   | a)<br>近)   | <b>本</b> 班/      | (4  | (S   | (2   |                 | ,       | $\begin{pmatrix} 1 \\ 1 \end{pmatrix}$ | ` ' | (2   | (1       | - /              | 2    | ,        | ,   | <b>8</b> | (7   | 6)    |      | ଠା ୩<br>( )  | ( 4      |
| 月  |    | 丰文                                       | _ `    | $\mathcal{O}$  |                  | 一大技 | ) 維持 | )施設图 | 4               | 其る      | <u>`</u>                               | 貸作: | 一德   | 公出される    | 王<br>谷<br>谷<br>谷 |      | が進り出     | 海田谷 | ) 一般]    | )附带数 | ) 事業] | ; tx | )(<br>誤<br>課 |          |
| 日付け第   | 澱  | 力発電施設立地                                  | 6 条関係) |  | II<br>大          | 事務質 | 補修基金 | 整備基金 | 「<br>「<br>業運営基金 | 学士<br>一 | # 25 #<br># 25 #<br>                   | •   | (事務費 | <b> </b> |                  | ·事務費 | <b>か</b> |     | 事務費      | 辞費   | 軍治費   | 蛐    |              | <b>曹</b> |
| 住所<br>氏名(名称及び代表者の氏名)<br>号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、原 | †i | 原子力発電施設立地地域共生交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書 | ]      | は、、゚゚゚゚では、、 門製を自貼りのこのダー、この。<br>日本産業規格(ご定めるA4とし、横位置とすること。 | かってる子をおける かんがっぱん |     |      |      |                 |         |  |     |      |          |                  |      |          |     |          |      |       |      |              |          |
| 4  | 11 | -  |        |  | L                |     |      |      |                 |         |  |     |      |          |                  |      |          |     |          |      |       |      |              | _        |

力 描 野 K 地地域共生 交付付 (A) 交付規 湮 舥  $\vdash$ 9 条 徭  $\vdash$ 屈 9 黙 定 (1) 9 5 ᅱ 9  $rac{1}{2}$ 3; 5 報 刊  $\subset$ H 4

- 2 項び に地 上方 る消 盤の機構の規模 確に 定係 額る

 $\omega$ 交付金額(交付規則第13条第1項交付金の確定時における消費税及び 位入控除税額 作入控除税額 消費税額及び地方消費税額の確定に 消費税及び地方消費税に係る仕入控 対付金返還相当額(3. - 2.) (注) (1) 別紙として積算の内訳 (注) (1) 別紙として積算の内訳 (2) 用紙の大きさは、日本 第9(第18条関係) 交交仕消消交 に近ば、 弁深 ら税 交額付付付 金 庥  $\mathcal{N}$ 

様式

舥

こ定 78

り訳を添付するこ 日本産業規格に反 o س  $\triangleright$ 4  $\sim$ 横位: 뻳  $rac{1}{2}$ 4  $\mathcal{N}$ 

年度原子 発 픮 施設立: 地地域共生 交付金事業財産処分

田 Ш

---

1

 $rac{1}{2}$ 

田田

 $\mathbb{H}$ 

 $\mathbb{H}$ 

付第  $\otimes \otimes$ 年事項 業の に規 月関定 中行 日財のより産業 けの記 総合分のだめており 承り 号認申 をを請 了英月 つけま なななが、などなどの。 1(名称及び代表を 頁の確定通知を受い 頁子力発電施設立は 表者の氏名) をけた原子2 Z地地域共2 - 力発 発生 ※ 全外 電付 施金 地規 **当**些 掝舥 十半  $\infty$ 交条

|             |                 |       | 1          |
|-------------|-----------------|-------|------------|
| (9)         | (注) (1)         | 財産の名称 | . 処分しようとする |
| 例分後に 百戸 使用る | 処分の方法の欄には、使用、   | 仕様    | する財産及びその理り |
| ヨシケビや弾ソサな   | は、使用、譲渡し、       | 処分の方法 | <b>連</b> 由 |
| 田孫や皆帯やストン   | 1、譲渡し、交換、貸付又は打  | 処分の時期 |            |
|             | は担保の提供等の別を記載するこ | 処分の理由 |            |

 $\mathcal{C}$ 

1000 OH I 140 **以下** 下  $\square$  Gの産の産 業規 は格でに . 定 川の に横 は 腘  $\mathcal{C}$ 4 B 1  $\sim$ 

0 手箱 方手 が方

| (注)     |   |     | 予算   決. | 出交交 | H                   |        |        | (で) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 |
|---------|---|-----|---------|-----|---------------------|--------|--------|--|
| 用刹      |   | 盤   | 定       | 卒   |                     |        |        | )他(<br>作務第   |
| 大のま     |   | 科田  |         |     |                     |        |        | 三記<br>シャ<br>シャ<br>へ<br>糸                                   |
| 紙の大きさは、 |   |     | 争算      | 歳 入 |                     |        |        | 、き事項、関係)   |
| 本日      |   | 済額  |         |     |                     |        | 年庚     | ЖЩ   |
| 業       |   | 华田  |         |     | \ <i>\</i>          |        | 度原子力発  |  |
| 規格に定    |   | 現額  | 争算      |     | 交付                  |        | 쏊      |  |
| めるA4とし、 | 账 | 及付金 |         | 歳   | 金 事                 |        | 施設立地地  |  |
|         |   | 済額  | 州田      |     | 雅<br>各              |        | 立地地域共生 |  |
| 横位置と    | 账 | 次   |         |     | <b>□</b>   <b>V</b> |        | 三交付金調  |  |
| そことも    |   | 越   | 翌年度     | Œ   |                     |        | 典      |  |
| 0       | 账 | 次   |         |     |                     |        |        |  |
|         |   |     | 舗       |     |                     | (単位:円) |        |  |